

平成 18 年第 9 回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2006 年 4 月 19 日(水) 17:49~19:15
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	安倍 晋三	内閣官房長官
同	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	竹中 平蔵	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	二階 俊博	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	小坂 憲次	文部科学大臣
臨時議員	中馬 弘毅	内閣府特命担当大臣(規制改革)
臨時議員	松田 岩夫	内閣府特命担当大臣(科学技術政策)
	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
	宮内 義彦	規制改革・民間開放推進会議議長

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 成長力・競争力強化について
 - (2) 規制改革について
3. 閉 会

(説明資料)

- グローバル戦略の中間とりまとめにあたって(有識者議員・伊藤東京大学大学院教授提出資料)
- 成長力強化のための具体的な取り組みについて(その1)(有識者議員提出資料)
- 人材養成・基礎研究からのイノベーション創出へ(小坂臨時議員提出資料)
- イノベーションの創出に向けて(松田臨時議員提出資料)
- 成長力強化のための具体的な取り組みについて(二階議員提出資料)
- 規制改革のさらなる推進に向けて(有識者議員提出資料)
- 規制改革の当面の重点事項と取組方針(宮内規制改革・民間開放推進会議議長提出資料)

(配付資料)

- 第3期基本計画を本格軌道に乗せる改革プラン2006(松田臨時議員提出資料)
- 規制改革の当面の重点事項と取組方針(参考資料)
(宮内規制改革・民間開放推進会議議長提出資料)

ーバル化に対応した製造業の競争力強化について具体論があった。

成長力強化は、歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として重要なものであり、二階議員におかれては、本日の議論を踏まえ、新経済成長戦略のとりまとめに取り組んでいただくとともに、松田臨時議員、小坂臨時議員におかれましては、科学技術政策の見直し等を積極的に進めていただきたい。

(松田臨時議員) 見直しは、今既に始まっている。

(与謝野議員) わかりました。

(松田臨時議員) 見直しをいかに加速するかということ。第3期基本計画はこの間決めただけだ。それを実行に移しており、25兆円も使う。だから、現実にも動いているということを示している。

(与謝野議員) そこで個別具体的な問題だが、二階議員が説明された合併審査基準の見直しというのは、非常に重要な話なので、ぜひ、公正取引委員会の方とも事務的に話を進めていただきたいと思う。

総理から、何かご発言ございましょうか。

(小泉議長) ないです。

(松田臨時議員) またご報告にまいりますので。本当にそういうことをやられるのであれば、ぜひご報告にまいりますので、よろしく願います。総理、総合科学技術会議でやっているんです。全くダブったことをやっているの、何だろうと思った。

(小坂臨時議員、松田臨時議員、伊藤東京大学大学院教授退室)

(中馬臨時議員、宮内規制改革・民間開放推進会議議長入室)

○規制改革について

(奥田議員) 「規制改革のさらなる推進に向けて」というペーパーを説明する。

小泉内閣においては、これまで1,500を超える規制改革が進められたが、まだ困難かつ重要な課題が残されており、規制改革は、本年の諮問会議における最大の課題である「歳出・歳入一体改革」と「成長力・競争力の強化」を実現するための政策の柱の1つであり、より強力に改革を推進する必要がある。

具体的には、以下の分野で改革を積極的に推進して、本年の6月の基本方針2006にできる限り具体的な取り組みの方向を盛り込んでいくべきと考えている。

第1に、「教育バウチャーの導入等に関する検討」。民間議員として、特に改革を進めていくべきと考える事項の1つが教育バウチャー。これは、教育分野に競争原理を導入し、教育を受ける側の機会均等、選択肢の拡大を実現して、教育の質を高めるものである。これについては、平成18年度中に導入に向けた工程について結論を得よう検討を深めていただきたい。また、教育委員会制度の見直し、学校選択制の全国普及を本格化させる施策について、本年6月ごろまでに改革の方向性を明示していただきたいと考えている。

2つ目は、「外国人の受入れ」。前回、諮問会議のグローバル戦略の議論の中でも指摘されたが、我が国の経済社会の活性化を推進する観点から、高度な外国人の受入れを図ることは非常に重要である。具体的には、高度人材の在留資格の緩和や、例えば介護のように、現在、専門的・技術的分野と評価されていない分野に関する受入れ範囲の見直し。それから、在留管理の強化、外国人の生活環境に関する検討の場の設置等を進める必要がある。

3つ目は、「農業分野での改革の推進」。消費者ニーズに適合した産業として、強い農業を構築するために、具体的には、株式会社など企業的農業経営の新規参入・

拡大の推進。それから金融、商社、保険といった経済事業等の広範な農協系統事業の抜本的改革、農協系統に過度に依存した農政の体質改革。それから農業補助施策の担い手、具体的には専業農家への集中、そのための明確な補助対象要件の設定等を進める必要がある。これら改革策は、遅くとも年末までに結論を得るように検討を進めるべきと考える。

4番目は「市場化テスト」。今国会で審議されている市場化テスト法案の内容を迅速かつ確実に実現するため、具体的には法案成立後、できる限り早期に第三者機関、いわゆる官民競争入札等監理委員会を設置すること。第三者機関の委員は知見のある民間人で構成し、事務局にも事業再構築や対象事業などに知識を持った専門の実務家をあてること。第三者機関は常にオープンな議論を行い、国民への説明責任を果たす、という取り組みが重要である。

最後に、改革の推進に当たっては、規制改革・民間開放推進会議や行政減量・効率化推進会議など、関係する推進組織間の連携を強化すべき。また、来年3月で期限切れになる規制改革・民間開放推進会議の後継組織についても早急に検討を開始すべき。

(中馬臨時議員) 規制改革については、去る3月31日に、規制改革・民間開放推進3か年計画の再改定を閣議決定したが、今回の再改定では、平成17年度の成果として、新たに211項目を計画に盛り込んだ。これらを含め、小泉内閣発足後の5年間に決定した規制改革事項は、1,500項目を超えた。また、我が国に市場化テストを本格的に導入するための公共サービス改革法案は、現在、国会で審議中だが、早期に成立させるよう担当大臣として引き続き努力し、法案が成立した暁には速やかに実施に移せるよう、鋭意準備を進めていく。このように規制改革は着実に前進しているが、なお、多くの課題が残されている。

具体的な課題等は、この後、宮内議長が説明するが、例えば、地方の主体的な取り組みの制約となっている国の規制として指摘されているものとして、教育委員会の必置規制や保育所の施設設置基準など多数ある。

規制改革は、公共サービス改革法案と同じく国会で審議している行政改革推進法案にも、重要な政治改革の1つとして位置づけられている。今後とも精力的に取り組み、1つでも多くの具体的成果を挙げていきたいと考えており、諮問会議の皆様方の一層のご支援とご協力をお願いする。

(宮内規制改革・民間開放推進会議議長、以下「宮内議長」) 本日は私ども会議の当面の重点事項と取り組み方針について説明する。

資料の1ページ、当会議の最重要課題である市場化テストについては、本格導入に向けた公共サービス改革法の法案を策定し、現在、国会審議中ということであり、総理、ご担当の中馬大臣をはじめ、内閣の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

同法案成立後は、迅速な施行、導入に向け、今後詳細なルール整備と強力な第三者機関の立上げが重要課題。その際には、官業の実態調査、資産査定、有効な入札基準づくりなどができるよう、民間の実務専門家を、委員のみならず事務局へも積極的に登用することが必要である。政府においても、必要な予算措置等を含め、ぜひともご考慮をお願いしたい。当会議もできる限り連携を図っていく。

次に、規制改革全般だが、前身の会議からの重要課題である医療、教育、農業などのいわゆる官製市場改革を中心に聖域なく取り組み、年末に最終答申を行う予定である。さらに当会議の最終年度に、残された課題で最大級の成果を目指すということで、当面の重点事項を絞って集中的に取り組み、6月をめどに「第三次答申」をまとめる方針である。例年は会議の主張や論点を整理した中間とりまとめを行っ

ているが、今年は緊急性、重要性の高い事項を政府決定できるよう、各省との協議、折衝をしっかりと行って、合意、結論を得る「答申」という形でとりまとめる考えである。総理をはじめ、諮問会議の皆様にもぜひご理解、ご支援いただきたい。

当面の重要事項は、資料の1ページの記載のとおりだが、これらの中で、今日は3つの分野に絞って説明する。

2ページ、まず、教育分野だが、昨年度の内閣府のアンケート調査の結果、保護者の現在の教育に対する不満が予想以上に多いことがわかった。資料は付けていないが、行政や教育関係者など、いわゆる供給者が与える教育から、児童生徒・保護者などの受け手が評価・選択し、供給者が切磋琢磨する教育への転換を、より強力に推進する必要がある。その第一歩として、昨年度は、「基本方針2005」に記載された学校選択制の全国的普及の具体化について重点的に取り組んだ。今年度は、この選択制がより実効性を持つために不可欠なバウチャー制度の導入をぜひ実現すべき。

現行制度では、学校への予算が学級数、教員数を基準に配分されており、かつ公立・私立で大きな格差がある。これを選択制の下で生徒数に応じて予算を配分すれば、一人一人の財政支援が公平化され、学校教員の努力を大きく促すことになる。このような制度は、既にイギリス、オランダ、スウェーデン等の先進国で完全に実施されている実績もある。基本方針2005では、今年度中に何らかの結論を出すと言われていたが、これを前進させ、導入に向けた工程について具体的な結論を得るべきと考えている。

次に、教育の出し手、供給者側の問題として、国レベルの文科省、都道府県レベルの教育委員会、市町村レベルの教育委員会の重層構造と、教育委員会と自治体行政の分離構造が責任と権限の所在をあいまいにし、様々な非効率と矛盾を生んでいる。児童生徒に教育を提供する現場に責任と主体性を持たせる。そして、そういう選択制を通じた切磋琢磨を実現することが必要。これらの解決のために、教員人事権、学校長の権限・責任、教育委員会改革など基本方針2005で閣議決定済みの課題について、早急に具体化を図るべき。

その際、まずは教育委員会の必置規制を見直し、自治体などの現場が責任権限を明確化して、教育行政に当たる道筋を開くべき。これは、かなり以前から特区要望も提出されているが、未だ実現していない。教育の重点事項は、いずれも、かなり困難な課題だが、例えば、特区での先行実施も視野に入れて、早急に一步前に踏み出すことが必要。

これらの課題の大前提である学校選択の自由化について、昨年末に大臣折衝を経て合意に至った内容が、実は文部科学省で必ずしも適切に実施に移されていないという懸念が生じており、当会議としても極めて重大な関心を持っているということを報告する。

3ページ、放送・通信分野の規制改革だが、医療、教育、農業などの官製市場改革と並ぶ最重要課題でありながら、これまで本格的な検討が遅れていた分野である。技術革新の成果が十分に発揮されない古い制度を見直し、国民がその恩典を享受できるようにするため、規制改革がとりわけ重要な分野であると思う。国内の既存のマーケットを取り合う発想から、利害調整に終始するあまり他国の後塵を拝するメディア後進国となってしまうのか、あるいは持てる技術や文化を大きな果実に花開かせるような新しい市場を切り開き、グローバルな競争力を発揮できるようになるのか、我が国の放送・通信分野では、今こそ、過去にない最大の岐路に立たされていると言っても過言ではない。これは、多様なコンテンツにあふれた豊かな生活を

欲求する国民にとっても、極めて大きな課題であると認識している。

その中でも、特に公共放送のあり方の見直しは、放送通信の融合時代に合わせた制度改革、及び、「官から民へ」を実現する官業改革の両面から、喫緊の課題である。NHKにしっかりした規律が働くよう、ガバナンスの強化、公共放送の範囲の見直し等について、早急に結論を得る必要がある。また、NTTのあり方の見直しも長年の残された重要な課題であり、通信産業の国際競争力強化、利用者便益の向上のためには一層の競争促進が不可欠である。これらに合わせて、放送・通信の融合、デジタル化、IP化の進展に合わせ、両分野における著作権問題や競争促進のための様々な規制改革の推進が重要である。昨年の第二次答申で当会議が提言したテーマを含め、現在、総務大臣の下で、これまでになかったような包括的、かつ抜本的な検討が鋭意進められている。幅広く深いだけに極めて困難な課題だが、この機会に意義ある結論を得ることが必要である。総務大臣に、そういう目的を成し遂げていただくことを強く期待する。

この分野は、例えば、デジタルテレビで録画した番組のダビングや編集がなぜできないのか、アナログテレビよりむしろ不便になっているのではないかと、そういう声が一般の消費者から疑問として起こっている。当会議としても、引き続き消費者・利用者本位の観点から、よりよい改革の成果を得るために、できる限りご協力し連携を図っていく。

最後に、外国人の在留・受入れの規制改革について、2点申し上げる。

現在、外国人の在留資格では、医療など様々な分野での日本の専門資格者が認められているが、ニーズが高まっている福祉分野は在留資格として認められていない。その中でも、特に介護福祉などを容認すべき。また、既存の在留資格についても、対日投資促進などの観点も踏まえ、取得要件の緩和を図るべき。

一方で、入国後の在留管理体制はしっかりと整理し直すべきで、昨年の第二次答申に沿って検討が進められているが、関係法令の改正等にまで踏み込んで、本格的に実施を図るべき。

重点項目のうち3点を説明した。最近、メディア等を中心に、改革によって格差社会が広がっているという論調が展開されているが、むしろ規制によって既得権を持つか否かが分かれ目となる不公正な格差が形成されてきたのが過去の実態である。規制改革はすべての人に平等に機会を与える公正な社会を実現するものである。既得権との衝突を伴うがゆえに様々な摩擦が生じるが、ひるまずに取り組んでいく必要があると考えている。

過去5年間、小泉政権誕生後に得られた規制改革の成果・実績は、その前に類を見ないほどとてつもなく大きなものであったと確信している。今後とも引き続き、皆様方の力強いご指導をお願い申し上げます。

(小泉議長) 教育利用券というのは具体的にどういうことか、わかりやすく言ってほしい。

(宮内議長) 最後は一人一人に幾ら分というふうに渡すので「バウチャー」という名前が付いているが、今やろうとしているのは、生徒の数に合わせて公的補助を学校に対して分けていくべきではないか、ということ。

(小泉議長) 個人が利用券を持つわけではないのだろう。

(宮内議長) 最後はそこまで議論を進めたいと思うが、その中間として、生徒数に合わせて公的援助の金額を決めていくというもの。

(小泉議長) 学校が持つのか。

(宮内議長) 学校に渡すという考えが今出ている。最後のバウチャーまでは、まだち

よって制度的に…。

(与謝野議員) 子ども一人一人が利用券をもらって、それを学校に提出すると、その学校が今度は予算をもらうということ。

(小泉議長) それは小中高、大学の全部か。

(与謝野議員) 義務教育である。

(安倍議員) 公立と私立が同じになる。

(宮内議長) 公立・私立も同じにすべきではないかと。

(吉川議員) ポイントは、要するに、生徒が自由に学校を選べるということ。

(小泉議長) 学校がもらって、自由に選べるだろうか。

(吉川議員) 生徒が学校を選べる。

(竹中議員) 例えば、私がこの小学校に行くとしたとして、私が登録すると、この小学校が国・地方からお金をもらえるということになる。あくまで私が、行くところを決める。そうすると、授業料相当分が、予算を出すところからこの小学校に支払われる。

(小泉議長) そうなると、小中学校だから実質的には親が決めるということだな。

(与謝野議員) そのとおり。だから親のところから券が来る。その券を学校に提出する。

(吉川議員) 従来は、その学区に何人ということで生徒の人数が決まっていた、それで補助金が出ていた。ところが今度は、生徒あるいは家族が自由に学校を選んで、補助金が後から付いていくということだから、学校が淘汰される可能性がある。そうしたことから学校間で競争努力が生まれる。

(小泉議長) 今の制度で、もしこの教育利用券をやったら、具体的にどう変わる？

(安倍議員) 人気のない小学校、中学校には生徒が集まりにくくなる。

(与謝野議員) 昔は住んでいるところで行く学校が決まっていた。今は大分自由化されていて、隣の学区までいいと言っている。小学生が通学するときの安全性などいろいろなことを考えてそうなっているのだが、バウチャー制度になると、どこへ行っても構わないということで、通学区域との問題が出てくる。

(二階議員) だから、人気のない学校は廃校になってしまう。

(小泉議長) それで反対があるわけか。

(竹中議員) そうです。

(本間議員) 今までインプットの方に予算を付けていたのを、今度は人数というアウトプットに応じてお金を配分する。それが選択という形で自主的に動くから、生徒が多く来たところの予算が結果的に多くなる。

(与謝野議員) 私学助成との関係がある。

(安倍議員) 私立に行った人の一人当たりの公的助成の部分。学校に行っている人の公的助成がイコールになる。私学の場合、授業料の差額は恐らく払わなければいけないのだろうが、バウチャーも渡すので、その分だけ公的な支援が来ることになる。

(小泉議長) 反対論の主な理由は何か。

(宮内議長) 学校間の競争が起きるということだろう。

(二階議員) 日教組は大反対している。

(小泉議長) ますます格差が起きるという批判か。

(牛尾議員) 競争になって困るところは反対する。競争を歓迎するところはみんな賛成する。やがては大学までこれを広めていくわけだが、高校まで義務教育無料の国は多いし、大学はアメリカは有料だけれども、ほとんどローンが効くので、バウチャーを渡してローンで必ず返済するというのも1つの方法になってくる。

(宮内議長) 父兄は圧倒的にバウチャーのような方法がいいということで、賛成

46.6%対、反対10.7%である。父兄は圧倒的に賛成の方向。

(小泉議長) 教育委員会について、「地方自治体から『必置規制撤廃』の特区要望があるも未だ実現せず」と書いてあるが、特区制度が認められない主な理由は何か。

(宮内議長) 特区で実験をして、特段の支障がなければ全国あまねくそれを普及したいというのが規制改革会議の考え方である。やはり特区のところで押さえないといけないということで、特区で認めることさえ大変難しくなってきたというのが最近の流れである。

(小泉議長) 自治体から要望はあるのか。

(宮内議長) ある。

(中馬臨時議員) これは地方制度調査会がはっきりと答申を出している。教育委員会の必置義務を外して、置かなくていいところは置かなくていいようにしたらいいのではないかと。これを規制改革会議でもやっていただいているが、文部科学省は頑として絶対反対。

(与謝野議員) 必ずしもそうではない。文部科学省の主流の考え方は、教育委員会を廃止してもいいと思っている。教育委員会というのは、もともと知事部局を革新勢力が占めても、教育委員会が独立性を保っていることにメリットがあった。それはもうなくなり、今の教育委員会は教員OBのたまり場にみたいになり、教育的な効果は余りない。だから、本当はやめてもいいという人が文部科学省の中でも多い。

(小泉議長) では、どうして特区を認めないのか。

(竹中議員) そこからの反対で、今までは少なくともできていない。

(小泉議長) 中馬議員が頑張らないと。

(中馬議員) 頑張ります。もう1つは、自分の子どもが何か問題を起こしても、駆け込み寺のようにすぐ教育委員会に言いつける。そういうような役割になってしまい、教育委員会が、いろいろな意味で父兄の教育にも問題を起こしてしまっていると思う。

(小泉議長) もともと特区というのは、わからないけれども、やってみてよかったら広げよう、だめだったらやめるというものだから。躊躇しないで。

(二階議員) 全くそのとおりで、特区でやってみる必要はある。人気のない学校は廃校に追い込まれるけど、人気があり過ぎる学校は生徒があふれてしまい、教室をたくさん建てなければいけないことになって、そういうことをどう解決するかという問題もある。

(竹中議員) 宮内議長から、通信・放送は本当に大事だからしっかりやれと言っていたので、一言だけ申し上げる。

この問題は、二階議員にご担当いただいている成長力とも大変絡まってくる。というのは、売上げで20兆円、GDPの4%の規模がある。付加価値だと4%よりも小さいが、実はコンテンツの市場の大きさだけを見ると、日本はアメリカの5分の1しかない。したがって、10年ぐらいでその半分や3分の2に追いつくことが実現できれば、単純に考えて、GDPの成長率を0.3%や0.4%押し上げるぐらいの力を持つ。

今起こっていることを簡単に申し上げると、今まで音声や映像は、電波やケーブルなどいわゆる放送の施設でしか送れなかったが、技術が進歩してIPインフラで、つまり放送ではなくて通信のインフラでもテレビと同じようなものが送れるようになったという事実には尽きる。にもかかわらず、今の制度は古い技術を前提にしている。放送と通信の間で大変ややこしい法律体系になっている。放送法、電波法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法、電気通信事業法等々、7